

暦法改正問題の現状

山 本 一 清

わが國を始め、今、全世界の、殆んど總ての國が用ゐてゐる暦法は、1582年に、かのローマ法王グレゴリオ第十三世の命令によつて、所謂ユリウス暦から改められたものであるが、此くして、ユリウス暦からグレゴリオ暦に改められた要點は

(1) 年内の日附けを10日だけ早めて、西暦323年の状態に復したこと、

(2) 置閏法を改正して、平均一年を365日 24250となし、以つて、正しき回歸年365日2422に著しく近づけたこと

の二點であつて、之れは何れも、純天文學的には甚だ意義の深いことであつたけれど、各人日々の實際社會生活上から見ると、尙ほ多くの改正を必要とする點が皆そのまゝ残されたまゝになつてゐた。

例へば、

- I. 毎月の日數は決して合理的に配分されてあるものでなく、むしろ古いローマの慣習と、權力者たちの任意決定によつて出來上つてゐるため、社會生活が近代のやうに合理化されて來るに従ひ、不便が甚だしくなりつゝある。
- II. 毎年 of 一定の月日に一定の七曜が回り來らず、年々此の關係が移動するため、生活のプログラムが煩些複雑であつて、同じく、世の合理化に不便なること。
- III. キリスト教國に於いて復活祭の決定法が複雑であつて、三月二十二日から四月二十六日までの間に、年々激しく變動するため、不便多きこと

などは、可なり以前から、現行暦の最も大きい缺點と考へられ、従つて既十八世紀頃から、此等の缺點を除かうとする改暦案が或る方面では考究せられてゐた。かのフランスの大革命の時、一年十ヶ月のかの「革命暦」なるものが案出せられ、前後三十年間にわたつて其れが行はれたことなどは此

の改曆要求の最も具體的な現はれの一つであつたのである。

其の後、第十九世紀中から今二十世紀にかけて、やはり多くの改曆案が考究せられたが、此の時代の改曆案は多く、理論に耽る天文家又は、閑人の考案であつたものだから、案其のものは可なり良かつたとしても、之れを實行に移して、改曆を斷行する意志と熱心とに缺けてゐたから、いつも或る程度以上の注意を惹かなかつた。

しかるに、1910年頃から改曆の問題は實社會に奮闘する實業家の間に漸次眞面目に考へられるに至つた。例へば、1910年、英國ロンドン市で開かれた國際商業會議所會議や、1913年、フランス國パリ市で開かれた同じ國際會議に於いて、

- 1) 世界各國が成るべく共通の曆法を採用するやう、
- 2) 基督復活祭の日を固定すること

等の決議が行はれた。又、此の頃から、國際アカデミの會合に於いても改曆法の問題が論議せられる機運にあつた。

歐洲大戰後は、改曆問題の研究が急速に進んで、具體化に向つて來た。現に、1919年、白國ブリッセル市で開かれた國際學術研究會議の天文學部に於いては、特に改曆委員會を設置して、新時代に適當する曆法を考究せしめたが、此の委員會は、1922年、伊國ローマ市に於ける國際天文同盟第一回總會に於いて、下の如き一つの成案を發表した。

- 〔1〕 一年を91日づつに四等分し、其の各分を三ヶ月とし、其の日數を30日、30日、31日の順とす。
- 〔2〕 年末に餘日1日を置く。又、閏年には六月末に閏日1日を置く。之れは何れも七曜以外とす。
- 〔3〕 年初の日を十二月22日まで遡らしむること。

此の所謂「天文家案」は、毎年、曆日と七曜との關係を一定し、一年四季を通じての日數を整へ、尙ほ、年の始めを天文學上の根據たる冬至に一致せしめる案であつて、頗る完全合理的に近いものたること言ふまでもない。

此の天文家案が國際天文同盟の名に於いて決議されると共に、同盟内に於いては、一應この改曆委員會なるものを解散し終り、其の後の改曆運動は全く之れを國際聯盟の手に委ねることになつた、

こゝに於いて、國際聯盟では、1923年に新たに改曆委員會を組織し、天文家案其の他を調査研究せしむると共に、加盟各國に通牒を發して、ひろく全世界から新らしく自由なる改曆案を募集した。——之れに應じて、結局、35ヶ國から聯盟事務局に集まつた改曆案の總數は實に185種に上つた。

此の多數の新案の中から、聯盟は下の三つを最も妥當なるものとして撰定した。

A案. 現行曆の改正を最小限度にする目的で、只、八月末の1日を二月末に加ふること。

B案. 一年を91日づつの四季に分ち、各季を、30日、30日、31日の3ヶ月とし、年末には餘日を1日加へ、又、閏年には六月末に閏日1日を加ふること。但し、餘日と閏日とは七曜外とす。

C案. 一年を13ヶ月、各月を4週即ち28日づつとす。又、年末には餘日1日を置き、閏年には六月末に閏日1日を加ふ。但し、餘日と閏日とは共に七曜外とす。

國際聯盟は此の三案を撰定し、1926年各國へ之れを移牒すると共に、各國にすゝめて、國內委員を任命せしめ、各國の人情風俗等により、上の三案の適不適を考究するため、滿5ヶ年の猶豫を與へ、其の結果を、1931年までに聯盟本部に報告せんことを求めた。各國は之れに従ひ、英米佛伊匈等ほど20ヶ國の國內委員は、前後5ヶ年の調査研究を経て、今や既に報告を聯盟に通じたことになつてゐる。

最近の外國電報によると、國際聯盟は去る六月八日に、改曆案を秋の總會に提議するための準備委員を任命したことが報じられた。愈々、今年の十月二十六日には、總會に於いて上記の三案のうち何れか一つが採擇せられ、1934から其れが實行される筈になつてゐるのである。

尚ほ、上記の三案のうち、今までの各國の形勢から見ると、第三の、即ち C 案が斷然優勢である。此の案に據ると、各年各月の曆法は頗る簡單となり、生活の實務上、最も便利多きものと思はれる。傳ふる所に據れば、米國に於いて、各種のオリガニゼーションを通じ、此の C 案を支持するものが實に 98% を越え、殊に同國內では既に 140 個の各種事業會社が此の私案を實行して、其の大多數は著しき實利を獲てゐると言ふ。

只、此の C 案の缺點を強いて求めると、

- 1). 13ヶ月といふ數は迷信的に一般の好まない數であつて、尚ほ其れは 2 でも 4 でも割れないため、一年の各季節を等分する場合に不便此の上ない。
- 2). 七曜外に置かれる日が毎年1日又は2日ある故、古い時代からの貴重な傳説を破る

の二點が最も著しいものである。しかし、之れ等に引きかへ、社會の實生活——殊に商工業等の實業界に於いて、此の曆法のために受ける利便の莫大なることは驚くべきものであるといふ。實利か、傳統か？之れが人々によつて、賛否の別れる所である。

さて、こゝに最も奇怪なるは我が國の立ち場である。我が日本は國際聯盟國の常任理事國の一つであつて、あらゆる問題に對し、發言と決議の權利を持つてゐる。従つて此の改曆問題についても、事の最初から完全なる研究材料を與へられてゐる筈である。しかるに、何故か、政府當局者はこの改曆問題について、極めて冷淡であつて、今日に至るも國內委員の任命は無く、只わづかに學者や好事者の一部に此の問題が知られてゐるのみであつて、朝野の大衆は悉く之れを殆んど知らない有様である。しかしながら、曆は、其の本質上、決して一部の人々にのみ關係が限られるものではなく、最も廣く、又、社會生活の根本基調を整へるものであるから、必ず、社會のあらゆる人士の關心事であらねばならない。現に今日行はれてゐるグレゴリオ曆の便不便については、總ての人が何等かの便不便を感じてゐる筈である。故に、又、之れを改めるといふ場合にも、社會の各方面

からの意見が充分に發表せられなければならない筈である。若し、今日のまゝにして此の改曆問題を成り行きに委すとせば、今年十月二十六日には、ジュネーヴに於いて聯盟總會は恐らく上記の C 案を壓倒的の多數を以つて採擇決議し、直ぐ之れが 1934 年から全世界が之れを實行する運びに至るであらうが、残念ながら我が國民大衆は、此の場合に、何等の意見や賛否等を發表する機會を與へられず、只、歐米諸國の動きのまゝに盲從を強ゐられ、實行を促がされるのみとなるのである。

現行曆=小修正		天文家案		四週十三ヶ月案	
一月	31	一月	30	一月	28
二月	29+1	二月	30	二月	28
三月	31	三月	31	三月	28
四月	30	四月	30	四月	28
五月	31	五月	30	五月	28
六月	30	六月	31+1	六月	28+1
七月	31	七月	30	七月	28
八月	30	八月	30	八月	28
九月	30	九月	31	九月	28
十月	31	十月	30	十月	28
十一月	30	十一月	30	十一月	28
十二月	31	十二月	31+1	十二月	28
				十三月	28+1

しかしながら、曆の事については、我が國は（遠い昔の事は茲に言はないとするも）、明治維新の改曆が甚だ官僚的、天下り的であつたがため、今尚ほ各地方には徹底せず、現に新舊兩曆による二重生活をやつてゐる人々も少くない有様である。若し今回の改曆が、やはり天下り案の強行である場合には、社會の各方面に了解と支持とを缺くことは以前の場合と大差が無いことになるだらうし、従つて、一般民衆は、或は三重生活をも行うやうになるかも知れない。

此の事情を考へて見ると、吾人は一刻も早く此の差し迫つた重大問題について一般國民の了解を促し、其の輿論を指導し、世界に對して何等かの意見を發表し得ることにしたいし、殊に、國內委員の任命も非常に望ましく、ジュネーヴに於ける聯盟總會に出席する帝國代表をして日本國民の總意を徹底的に表白せしめたいものである。